

# 「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」(案)に対する意見募集の結果概要

## 1 意見募集期間

平成30年12月12日(水)から平成31年1月11日(金)まで

## 2 意見の募集結果

(1) 意見提出者数 7名

(2) 意見数 25件

(3) ご意見に対する対応

いただいたご意見に対する県の考え方は『「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」(案)に対する意見募集結果』のとおりです。

(4) 対応状況

対応区分		件数
①反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	6件
②反映済み	意見や提案内容がすでに反映されているもの。	8件
③参考にする	最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	7件
④反映又は参考にさせていただくことが難しい	県の考え方や施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの。	2件
⑤その他	(①から④に該当しないもの)	2件

「三重県犯罪被害者等支援条例(仮称)」(案)に対する意見募集結果

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	条例が作られることを評価します。	⑤	
2	全般	一般向けや学校向けに、わかりやすいパンフレットの配布をお願いします。	③	本条例第22条(県民の理解の促進)及び第23条(学校における教育の促進)に基づき、県民等の理解を促進するため広報啓発を実施する予定ですが、その際、わかりやすい広報資料の作成に努めます。
3	全般	二次被害の防止や犯罪被害者の具体的な援助が必要。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしています。 ご意見については、施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
4	全般	「犯罪被害者等支援」は必ずしも一般的な用語ではないため、他自治体の条例を参考にし、第2条に定義してはどうか。又は「犯罪被害者等の支援」としてはどうか。	①	ご意見のとおりと考えますので、第1条(目的)において「犯罪被害者等に対する支援」とし、以下「犯罪被害者等支援」といたします。
5	全般	性暴力被害者と他の犯罪被害者とは、別物と考えて条例を作成してほしいと願っています。 性暴力被害者の多くは、幼少期から性的被害を受け、解離症状から解離性同一障害へとなるケースがあります。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしています。 性暴力被害者も含め犯罪被害者としており、ご意見については、施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
6	第1条 (目的)	「犯罪被害者等を支える社会の形成」を県が主体的に推し進めるべきであるという観点から、第1条中の「促進」を「推進」に改めてはどうか。	②	犯罪被害者等に対する支援は、県が主体的に行うもののほか、県民等社会の自発的な取組も含むものと考えますので、「促進」としてしています。
7	第2条 (定義)	犯罪被害者等の定義は、限定のないものか。 子どもの頃の性被害による被害者についても該当するのか。	②	犯罪被害者等の定義については、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」をいいますが、三重県内に住所を有する方をいいます。 犯罪被害者等の範囲については、幅広く捉えますが、具体的施策の策定及び実施に当たっては、その内容等を勘案し、対象となる範囲が規定されるものと考えます。
8	第2条 (定義)	二次被害に「…プライバシーの侵害、名誉の毀損、インターネットを通じて…」と名誉の毀損を入れる必要があると考える。	②	本条例において、二次被害とは、一定の行為により「犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害」と定義しています。 一定の行為の例示として、「周囲の偏見や心無い言動」等を記載していますが、「名誉の毀損」については、その一例と考えます。
9	第2条 (定義)	医療関係者からの二次被害も多いので加えてほしい。	②	本条例において、二次被害とは、一定の行為により「犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害」と定義しています。 一定の行為の例示として、「周囲の偏見や心無い言動」等を記載していますが、医療関係者からの二次被害についても含むものと考えます。
10	第2条 (定義)	民間支援団体において、なぜ「支援を行うことを主たる目的とする団体」と定義したのか。「支援を行う団体」でよいのではないか。	④	本条例第7条において、「民間支援団体の責務」を規定しており、犯罪被害者等支援を主たる目的としている団体でなければ、その責務を果たすことが困難であると考え、民間支援団体を、「犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体」と定義しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
11	第3条 (基本理念)	「犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況」を「犯罪被害者等が受けた被害及び二次被害の状況」に訂正。	③	「犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況」としたのは、犯罪被害者等支援における、「被害」と「二次被害」という対象を幅広くするため、「及び」ではなく「又は」としました。
12	第4条～第7条 (責務)	犯罪被害者等支援において、県と市町の役割分担は重要と考える。市町の責務として、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする規定が必要と考える。	②	犯罪被害者等支援を一体となっていく必要があることから、第13条(市町への支援等)において、市町との責務と関連して、県と市町の相互の連携と協力について規定しています。
13	第6条 (事業者の責務)	第6条第2項中の「犯罪被害者等である従業員の就労の支援・・・に十分配慮」は、その意味するところが不明確である。「犯罪被害者等である従業員」はすでに就労している一方、犯罪等による被害により就労を継続することに困難が生じる場合があることから、「犯罪被害者等である従業員の就労の継続・・・」としてはどうか。	②	犯罪被害者等である従業員の現在の勤務先とは別の勤務先(配置転換等を含みます。)への斡旋も含まれるものと考えます。ご意見をいただきました「継続」については、「勤務に十分配慮する」に含むものと考えます。
14	第8条 (総合的な支援体制の整備)	「二次被害の防止及び被害の潜在化の防止」とあるが、「二次被害及び再被害の防止及び被害の潜在化の防止」とし、再被害を入れるべきと考える。	①	ご意見のとおりと考えますので、「再被害」を追記いたします。
15	第8条 (総合的な支援体制の整備)	第8条第2項中の「総合的な支援体制の整備」は、何の「総合的な支援体制の整備」であるか不明確である。同条第1項の「必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備」であることを明確にするため、「前項の総合的な支援体制の整備」としてはどうか。	①	ご意見のとおりと考えますので、「前項の」を追記いたします。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
16	第8条 (総合的な支援体制の整備)	市教育委員会と連携して学校教諭や生徒に対する性暴力抑止のための啓発活動を盛り込んでほしい。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしています。 本条例では、第22条(県民理解の促進)、第23条(学校における教育の促進)を規定しており、ご意見については、施策を推進していく上での参考とさせていただきます。
17	第9条 (推進計画)	「県は…あらかじめ、県民の意見を反映…」とあるが、「あらかじめ、犯罪被害者等や県民の意見…」とし、犯罪被害者等の意見を取り入れることが大切と考える。	②	推進計画の策定や変更については、本条の規定に基づき、広く県民の意見を聞くこととします。この県民には、犯罪被害者等も含むものです。
18	第3章 (基本的施策)	(性犯罪被害者への精神的な後遺症被害からの回復支援)を加えてほしい。	④	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしており、具体的な支援策については、別途検討しています。 性犯罪被害者も含め、必要な支援施策を実施していきます。
19	第16条 (経済的な負担の軽減)	犯罪被害者の心理的サポートとして、カウンセリング費用を援助するなど具体的に進めていただきたい。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしており、具体的な支援策については、別途検討しています。 いただいたご意見については、参考とさせていただきます。
20	第16条 (経済的な負担の軽減)	被害者等への経済的な支援は、見舞金・立替支援金・貸付金に分類される。手続きが簡素で申請後短期間で支給される見舞金は必須である。見舞金は市町が窓口となり市町で完結することが望ましい。県は市町に1/2ないし2/3を補助する制度が望ましい。立替支援金や貸付金は、債権管理業務の遂行上、警察や「みえ犯罪被害者総合支援センター」等との連携が必要であることから、県が担う経済的支援であると考えます。 重層的な経済的支援のためには、県と市町の役割分担を明確にしておくべきではないか。	③	条例は、理念や基本的な施策を規定することとしており、具体的な支援策については、別途検討しています。 いただいたご意見については、参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
21	第22条 (県民の理解の促進)	第1項中の「県民の理解等」の「等」について、何が含まれるのかわからない。第6条では、「必要性について理解を深め」となっており、「等」は不要ではないか。	①	ご意見のとおりと考えますので、「等」を削除します。
22	第22条 (県民の理解の促進)	ギャンブル等依存症対策基本法第10条第2項等の立法例に従い、第22条第2項中の「の間」を削除してはどうか。	①	ご意見のとおりと考えますので、「の間」を削除します。
23	第23条 (学校における教育の促進)	学校における教育の促進については、これまで規定された自治体はほとんどなかったが、高く評価できると思う。	⑤	
24	第23条 (学校における教育の促進)	支援の必要性については、置かれている状況から理解できるので、相談先や支援の内容を理解することが重要である。 児童生徒が二次被害を防止することは難しいことから、二次被害を理解し二次被害に荷担しないこと等を意識づけることが重要であることから、「犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援及び二次被害について理解を深めその他の必要な施策を講じるものとする。」としてはどうか。	②	本条は、県が、学校の設置者等と連携して児童・生徒等に対して犯罪被害者等支援に関する教育を促進することを規定したものです。 二次被害を防止するには、犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援について理解することが大事であると考えます。 二次被害に関する意識づけについても施策の一環として行われるべきものと考えます。 具体的な施策については、学校設置者等と連携して行っていきます。
25	第24条 (個人情報の適切な管理)	現在の第24条第2項の構文は、立法例がほとんど見当たらないので、前項の準用規定として、「前項の規定は、支援従事者が犯罪被害者等及び関係者の個人情報を取り扱う場合について準用する。」と改めてはどうか。又は現在の第2項の文を第1項の後段として、第2項を削除してはどうか。	①	ご意見のとおり、第2項を削除し、第2項を第1項の後段として規定します。